12.12 ～ 12.14		［略］			12.12 ～ 12.14		［同左］		
［略］					［同左］				
13.01		［略］			13.01		［同左］		
13.02		植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			13.02		植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
		―植物性の液汁及びエキス					―植物性の液汁及びエキス		
1302.11 ～ 1302.13		［略］			1302.11 ～ 1302.13		［同左］		
1302.14	000	――麻黄のもの		ＫＧ			［新規］		
1302.19		［略］			1302.19		［同左］		
1302.20 ～ 1302.39		［略］			1302.20 ～ 1302.39		［同左］		
［略］					［同左］				
［略］ 第16類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 注 ［略］ 号注 1　第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。 2　［略］					［同左］ 第16類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 注 ［同左］ 号注 1　第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。 2　［同左］				
16.01 ～ 16.03		［略］			16.01 ～ 16.03		［同左］		
16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物			16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物		
		―魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）					―魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）		
1604.11 ～ 1604.17		［略］			1604.11 ～ 1604.17		［同左］		
1604.18	000	――ふかひれ		ＫＧ			［新規］		
1604.19		［略］			1604.19		［同左］		
1604.20 ～ 1604.32		［略］			1604.20 ～ 1604.32		［同左］		
16.05		［略］			16.05		［同左］		